四　経過措置等

1　国立健康・栄養研究所から国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（第一九条関係）

2　研究所が行う国立健康・栄養研究所の積立金の処分に関して経過措置を定めることとした。（第二〇条関係）

3　国立健康・栄養研究所が解散したときにおける解散の登記の嘱託等について定めることとした。（第二一条関係）

4　研究所による国有財産の無償使用について必要な事項を定めることとした。（第二二条関係）

5　職員の在職期間に関する経過措置について必要な読み替えを定めることとした。（第二三条関係）

6　研究所による国有財産の無償使用の申請について、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

五　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。ただし、四の6については、公布の日から施行することとした。

---

**◇会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理に関する政令**（政令第三六号）（厚生労働省）

1　会社法の一部を改正する法律（平成二六年法律第九〇号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第九一号）の施行に伴い、医療法施行令（昭和二三年政令第三二六号）及び消費生活協同組合法施行令（平成一九年政令第三七三号）の一部を改正し、規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年五月一日）から施行することとした。

---

**◇会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整理に関する政令**（政令第三七号）（農林水産省）

1　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第九一号）の施行に伴い、農林水産省関係政令の規定の整理を行うこととした。（第一条～第五条関係）

2　この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二七年五月一日）から施行することとした。

---

**◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三八号）（文部科学省）

1　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第七六号）の施行に伴い、次の関係政令について、所要の改正を行うこととした。（第一条～第八条関係）

㈠　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三一年政令第二二一号）

㈡　地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）

㈢　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）

㈣　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三九年政令第一四号）

㈤　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令（昭和四二年政令第三一七号）

㈥　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四七年政令第一〇六号）

㈦　公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第一六二号）

㈧　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成一六年政令第一五七号）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

---

**◇生活保護法施行令の一部を改正する政令**（政令第三九号）（厚生労働省）

1　生活保護法（昭和二五年法律第一四四号。以下「法」という。）第七五条第一項第三号及び第四号に規定する国の負担は、各年度において、次に掲げる額のうちいずれか低い額について行うこととした。（第一〇条関係）

㈠　被保護者就労支援事業の実施に要する費用について市町村又は都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額

㈡　市町村又は都道府県が法第七〇条第六号又は第七一条第六号の規定により支弁した費用の額（その費用のための収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

---

**◇生活困窮者自立支援法施行令**（政令第四〇号）（厚生労働省）

一　生活困窮者自立支援法施行令関係

1　生活困窮者自立相談支援事業の国の負担は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とすることとした。（第一条第一項関係）

㈠　生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用について市等又は都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額（第一条第一項第一号関係）

㈡　市等又は都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）（第一条第一項第二号関係）

2　生活困窮者住居確保給付金の国の負担は、生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とすることとした。（第一条第二項関係）

3　生活困窮者就労準備支援事業等に係る国の補助は、各事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とすることとした。（第二条第一項及び第二項関係）

4　指定都市又は中核市において、生活困窮者自立支援法（平成二五年法律第一〇五号）第一八条の規定により、指定都市又は中核市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）第一七四条の三三又は第一七四条の四九の一三に定めるところによることとした。（第三条関係）

二　地方自治法施行令の一部改正関係

1　随意契約の対象となる契約に、認定生活困窮者就労訓練事業を行う一定の施設でその施設に使用される者が主として生活困窮者であるものにおいて製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約及び認定生活困窮者就労訓練事業を行う一定の施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約を追加することとした。（附則第二条関係）

2　生活困窮者の自立支援に関する事務につき、大都市等の特例の規定を追加することとした。（附則第二条関係）

三　地方公営企業法施行令の一部改正関係

随意契約の対象となる契約に、認定生活困窮者就労訓練事業を行う一定の施設でその施設に使用される者が主として生活困窮者であるものにおいて製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約及び認定生活困窮者就労訓練事業を行う一定の施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約を追加することとした。（附則第三条関係）

四　関係政令の整備

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第四条～第六条関係）

五　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。